入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年12月14日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局副局長　田所　篤博

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第８号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　和歌山下津港海岸（海南地区）日方水門築造工事

⑶　工事場所　和歌山県海南市日方地先

⑷　工事内容　本工事は、和歌山下津港海岸（海南地区）日方水門の撤去工、土工、仮設工、基礎工、本体工、計測管理工等及びゲート設備等を施工するものである。

⑸　工期　契約締結の日から平成32年３月19日まで

⑹　使用する主要な資機材　クローラクレーン、ラフテレーンクレーン、クラムシェル、陸上杭打機、クレーン付き台船、起重機船、コンクリート　１式、鋼材　１式、鉄筋　１式、扉体　１式

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年５月31日法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑽　本工事は、詳細設計付工事発注方式の試行工事である。

⑾　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑿　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。

なお、異工種ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する異工種ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における平成27・28年度港湾土木工事及び港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　単体有資格者（経常ＪＶを含む）は、近畿地方整備局における平成27・28年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上かつ平成27・28年度港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,100点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上かつ当該港湾等鋼構造物工事における客観点数が1,100点以上であること。）。

なお、異工種ＪＶの構成員のうち、水門の工事区分を担当する者は、近畿地方整備局における平成27・28年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）。また、異工種ＪＶの構成員のうち、設備工事の工事区分を担当する者は、近畿地方整備局における平成27・28年度港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,100点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等鋼構造物工事における客観点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成13年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

同種工事は次のとおりとする。

①　単体有資格者又は経常ＪＶにあっては構成員のいずれか１社が、次の㈠から㈢までの要件すべてを満たす施工実績を有すること。

㈠　場所打ちの鉄筋コンクリートを7,600㎥／件以上施工した工事

㈡　扉体面積（純経間、扉高さから求まる面積）50㎡以上の水門ゲート設備（扉体、戸当り、開閉装置）の製作及び据付を行った工事

㈢　上記㈠及び㈡は同一工事でなくてもよい。

②　異工種ＪＶを２社で構成する場合、次の㈠から㈢までの要件をすべて満たす施工実績を有すること。

㈠　水門の工事区分を担当する構成員は、場所打ちの鉄筋コンクリートを7,600㎥／件以上施工した工事

㈡　設備工事の工事区分を担当する構成員は、扉体面積（純経間、扉高さから求まる面積）50㎡以上の水門ゲート設備（扉体、戸当り、開閉装置）の製作及び据付を行った工事

㈢　上記㈠及び㈡は同一工事でなくてもよい。

③　異工種ＪＶを３社で構成する場合、次の㈠、㈡、㈢及び㈣の要件すべてを満たす施工実績を有すること。

㈠　水門の工事区分を担当する構成員のいずれか１社は、場所打ちの鉄筋コンクリートを7,600㎥／件以上施工した工事

㈡　水門の工事区分を担当する他の構成員は、場所打ちの鉄筋コンクリートを3,800㎥／件以上施工した工事